

Q&A 中国による米国制裁への反撃を背景とした 中国国外制裁の遮断制度および日系企業に対する影響

Q 先日、日系企業である当社と長期的な貿易関係にある中国の A 社が米国政府によって「エンティティリスト」に追加されてしまいました。当社は米国政府による同様の制裁対象化を懸念し、A 社への供給停止を検討しています。他方、中国では、「中国国外の法律・措置の中国国外における不当な適用に対する遮断に関する弁法」(以下「遮断弁法」)の実施が 2021 年 1 月 9 日から開始されており、当社のような第三国企業による米国制裁の遵守が禁止される可能性が懸念されます。「遮断弁法」の関連規定について、仮に当社が米国制裁を遵守して A 社への納品を停止した際の「遮断弁法」違反の可能性の有無、また有る場合の対応策について教えてください。

A 中国「遮断弁法」の意図は、米国制裁等の中国国外の法律と措置による「中国国外における不当な適用」がもたらす中国への影響を遮断することにありますので、第三国企業と中国企業との間の取引に影響する可能性は十分に考えられます。以下、「遮断弁法」の内容を紹介した上で、貴社の状況を踏まえ簡潔に分析致します。

1 背景と目的：なぜ「遮断弁法」が策定されたのか？

近年、米国政府は多くの中国企業を「エンティティリスト」や「SDN リスト」に載せるなどの制裁を加えており、これら制裁措置は米国企業のみならず、日本などの第三国の企業と中国企業との間の特定取引を制限する可能性があります。中国政府はこの種の第三国に対する制限を、国際法と国際関係の基本原則に違反している「ロング・アーム管轄」とみなしており、今回公布された「遮断弁法」は、これ以前の「信頼できないエンティティリスト規定」や「輸出管理法」などと共に中国の立法上の報復措置として、米国への対抗の意味合いが強く含まれています。

2 適用範囲：「遮断弁法」はどのような制裁への対抗を想定しているのか？

「遮断弁法」が中国国外のどのような制裁への対抗を想定しているのかを理解するために、「遮断弁法」第 2 条に関する以下の 3 つの角度から分析することができます。

(1) 遮断の対象は、不特定の中国国外における制裁です。EU の類似規則と異なり、中国の「遮断弁法」では、遮断を要する中国国外の制裁リストが明確に規定されておらず、具体的な中国国外の制裁に対する遮断の要否を判断する権限が、商務部等で構成する業務機構(以下「業務機構」)に付与されているため、中国政府は大きな自由裁量権を有することになります。

(2) 中国国外での制裁として、中国と第三国の実体(事

業体) との間の取引を制限している場合、遮断の対象になります。米中企業間の取引のみを制限する米国制裁は遮断の対象ではなく、その対象になり得るのは、日中企業間の取引を制限する米国制裁(米国 25%再輸出規制、二次的制裁等)など第三国に対して効力を発生する制裁に限ります。

(3) 遮断の要否の判断基準は、不当な禁止または制限です。業務機構は「遮断弁法」第 6 条の規定に従い、「国際法と国際関係の基本原則への違反」、「中国の国家主権、安全または発展の利益に対する影響」、「中国の公民、法人または他の組織の合法的な権益に対する影響」などの基準に基づき、遮断する必要がある経済・貿易の往来に対する「不当な禁止・制限」への該非を判断します。

3 主要な手続きとインパクト：「遮断弁法」はどのように運用されるのか？

「遮断弁法」は主に次の手続きを通じて中国国外の制裁遮断に効力を発動し、これにより企業に対する影響を生じさせます。

(1) 報告の手続：中国の実体(事業体)は中国国外における法律と措置の中国国外における不当な適用に遭った場合、30 日以内に中国の商務部に報告しなければなりません。これが遮断発動の最初の手続きになり得ます。

(2) 禁止令公布の手続：禁止令は遮断実施の象徴的位置付けです。評価後、商務部は前述の遮断基準に該当する中国国外の制裁について「承認不可、執行不可、遵

日系企業の選択

金誠同達法律事務所
シニアパートナー・中国律師 趙雪巍

守不可」の禁止令を公布することができます。

(3) **禁止令の核心的な効力**：「当事者」に対する損害賠償訴訟手続です。「遮断弁法」第9条で規定する賠償訴訟手続は、遮断効果を確保するための核心的な手続であり、企業へのインパクトも最大です。具体的には、「当事者」が中国の禁止令の公布後に、関連の中国国外の制裁を解除せず、契約違反した中国の実体との取引の取り消しや中止など禁止令に違反した場合、中国の実体は中国で提訴し、相応の損害賠償を「当事者」に要求することができます。さらに、たとえ「当事者」が禁止令の公布前に中国国外の制裁に関わる法律に基づき勝訴していたとしても、中国の実体は禁止令の公布後に中国で損害賠償訴訟を提起することができます。ただし注意が必要なのは、「遮断弁法」では中国国外の企業が「当事者」の範囲に含まれているか否かは明確に規定されていない点です。日系企業などの第三国企業が米国制裁を遵守し、中国の禁止令に違反した場合の中国における損害賠償リスクの有無について、中国政府に明確化を求める必要があります。

(4) **禁止令の2つ目の効力**：行政処罰の手続きです。中国の実体が禁止令に違反し、または上述の報告義務に違反した場合には、商務部より警告、期限付き是正命令、制裁金等の行政処罰を科される恐れがあります。

(5) **免除手続**：中国の実体は禁止令の公布後に、禁止令遵守の免除を申請することができます。中国の商務部が免除を承認した場合、免除された主体は中国国外の制裁を引き続き遵守し、かつ上述の損害賠償責任と行政処罰責任に対する負担を免れることができます。

4 コメントおよび日系企業へのアドバイス

以上のように、「遮断弁法」による日系企業への影響度合いは、「当事者」に対する定義により大きく変わります。今後、中国政府が中国国外企業も「当事者」に含まれることを明確化した場合には、多くの中国国外企業は板挟みの状態に直面することになります。そうした際に、本件については、仮に中国が貴社とA社間の取引を制限する米国制裁に関する禁止令を公布した場合において、貴社が中国の禁止令の遵守を選択したときは、米国の処罰と制裁を受ける可能性があり、逆に

米国制裁の遵守を選択しA社への納品を違約して中止したときは、A社に中国での損害賠償訴訟を提起される可能性があります。また、納品行為の違約による中止のインパクトが特に大きい場合、さらに貴社は「信頼できないエンティティリスト規定」に基づく中国の制裁を受ける恐れもあります。

日中は緊密な経済・貿易関係にあるため、多くの日系企業が制裁を受けた中国企業と取引しており、同様にこうしたリスクに直面する可能性があります。それゆえ「遮断弁法」や「信頼できないエンティティリスト規定」などの中国法のリスクを正しく理解し、米中両国の駆け引きを考慮しつつ、自社利益保護のために、以下の対策を講じてみてはいかがでしょうか。

(1) 中国に対する米国制裁の状況だけでなく、中国の「遮断弁法」、特に「当事者」の定義に関連する情報に注目し、「遮断弁法」が日系企業に適用されるのか、日中間の貿易コンプライアンスに実際に影響するのか否かを適切に見極めるべきです。

(2) 今後、仮に「遮断弁法」において日系企業への適用が明確化された場合には、関連の中国企業との取引契約のいわゆる「制裁コンプライアンス条項」、「制裁免責条項」を見直す必要があります。これらの条項はもともと、米国制裁リスクを回避するためのものでしたが、その表現が露骨であった場合には、中国の禁止令に違反して米国制裁を遵守するよう中国企業に強いたことを証明する明白な証拠となり、中国において日系企業がコンプライアンスリスクにさらされる可能性があります。

(3) 今後、「遮断弁法」が日系企業に適用されるか否かを問わず、取引の当事者となる日中双方は、契約においてこの種の問題が発生した際に、双方が友好的に協議し、積極的に行動し、取引が各国の法律に違反するリスクを避けるよう努力する内容の条項を取り決めておくことが重要です。今後、「遮断弁法」において日系企業への適用が明確となり、日系企業が米国制裁と中国の「遮断弁法」との間の板挟みの状態に直面した場合には、具体的な対応として、日系企業は中国の「遮断弁法」をもって米国政府に抗弁して輸出許可証等を申請し、同時に禁止令遵守の免除を中国政府に申請するよう中国企業に要求するなど、当事者双方が共に損失を最小限にとどめるよう努力することが肝要です。